

平成 30 年度県外利用客バス支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 松山空港利用促進協議会（以下「協議会」という。）は、愛媛県外において松山空港国際定期便の利用を促進するため、松山空港国際定期便を利用した旅行を主催する事業者が県外から松山空港までの送客に使用する貸切バス等の借上げに要する経費に対し、協議会が予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付対象は、愛媛県外において松山空港国際定期便を利用した旅行を主催し、有料で借上げた貸切バス等を使用して松山空港に送客する事業者とする。ただし、5 人以上が参加する旅行とする。

2 前項の旅行が、国又は地方公共団体から支給される旅費による者は対象外とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第 3 条 補助対象経費は、愛媛県外から松山空港までの送客に使用する貸切バス等の借上げに要する経費とする。

2 補助金の額は、次の区分によることとする。ただし、次の金額は、松山空港国際定期便の往復で貸切バス等を使用した場合の金額とし、片道のみを利用した場合は、次の金額の 2 分の 1 とする。

- | | |
|--------------------------------|----------|
| (1) 1 台の送客人数が 5 人以上 15 人未満の場合 | 5 万円を限度 |
| (2) 1 台の送客人数が 15 人以上 30 人未満の場合 | 8 万円を限度 |
| (3) 1 台の送客人数が 30 人以上 | 10 万円を限度 |

3 前項の送客人数は、国又は地方公共団体から支給される旅費により旅行する者を除くものとする。

(補助金の交付申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする事業者は、交付申請書（様式第 1 号）を原則として送客する日の 14 日前までに、協議会会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。

2 前条第 2 項の（3）の場合において、貸切バス等が 2 台以上必要となった場合には、前項の交付申請書に理由書を添えて、会長に提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第 5 条 会長は、前条の補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、適当と認めたときは、交付決定通知書（様式第 2 号）により、事業者に通知するものとする。

(事業の中止又は変更)

第6条 事業者は、やむを得ぬ事情により事業を中止し、又は変更するときは、速やかに中止(変更)届出書(様式第3号)を会長に提出しなければならない。

(実績報告及び補助金の請求)

第7条 事業者は、事業が完了後、速やかに実績報告書兼交付請求書(様式第4号)を会長に提出しなければならない。

(額の確定等)

第8条 会長は、前条の実績報告書兼交付請求書を受理した場合は、これを審査し、事業の実施が確認されたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を事業者へ通知するとともに、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第9条 会長は、事業者がこの要綱に定める事項に違反して補助金の交付を受けた場合は、既に交付した補助金の返還を求めるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めのない事項については、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。